

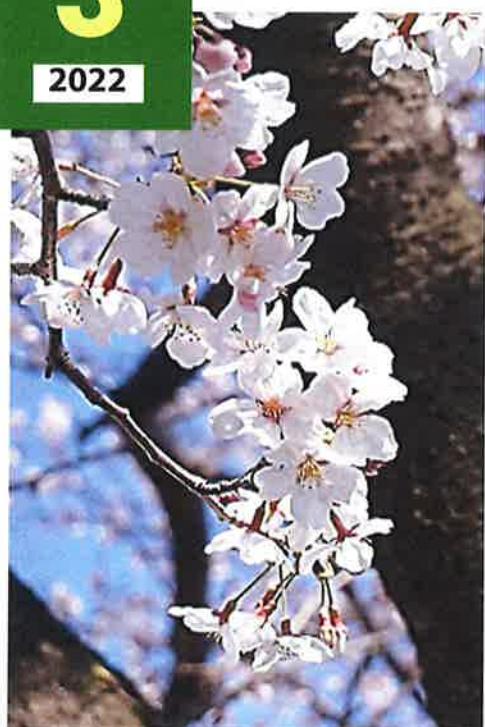
NEWS LETTER

2022年3月号のニュースレターをお届けします。

掲載内容に関してご不明な点等があれば、当事務所までお問い合わせください。

3

2022



- ◆ 固定残業代の支給がある場合の求人票の書き方
- ◆ コロナ渦だからこそ活用したいストレスチェック制度
- ◆ シフト制で労働日や労働時間を決定・変更する際の留意点
- ◆ 中小企業者における個人情報の安全管理に対する取組
- ◆ 各種補助金案内

サリーレグループ

〒371-0801 群馬県前橋市文京町3-25-12

【サリーレ労務管理事務所】

TEL：027-253-7588（代）／FAX：027-253-7589

【サリーレ群馬税理士法人】

TEL：027-223-8160（代）／FAX：027-223-1910

固定残業代の支給がある場合の求人票の書き方

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で分かりやすくお伝えします。



総務部長

先日、同業者の総務担当者と話をする機会があり、中途で入社した従業員から、求人票の内容と実際の労働条件が違うと指摘され、トラブルになったという話を聞きました。20時間分の固定残業代を支払うと伝えていたものの、固定残業代が基本給に含まれており、それがトラブルの原因になったようです。



社労士

なるほど。従業員の方は想定した残業代が支払われずに、トラブルになったのですね。



そのようです。固定残業代がある場合に、求人票にはどのように書くべきなのでしょうか。



ハローワークで募集する求人票には次の①から③の内容をすべて明示することが必要です。また、これはハローワークだけでなく、転職サイト等を運営する職業紹介事業者についてもこれに準じた取り扱いが求められています。実際、適切な記載をしていないことで、変更を求められたケースもあります。

- ①固定残業代を除いた基本給の額
- ②固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法
- ③固定残業時間を超える時間外労働、休日労働および深夜労働に対して割増賃金を追加で支払う旨



具体的にはどのように記載することになるのでしょうか？



例えば、以下のような記載が考えられます。

- ・ 基本給 : 250,000 円 (固定残業手当を除く額)
- ・ 固定残業手当 : 40,000 円 (時間外労働の有無にかかわらず、20時間分の時間外手当として支給)
- ・ 20 時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給



分かりやすく明示しておくことが重要ですね。そして、当然ながら、採用面接の際にも説明しておいたほうがよいですね。



そうですね。また、固定残業代以外のことにはなりますが、求人を行う際の注意点として、あらかじめ示した条件から労働条件が変更となった場合には、その内容を求職者に明示することが義務付けられています。この明示は、変更前後の内容を対照できるようにして書面交付をする方法が望まれますが、変更された部分に下線やマーカーを引くような方法も考えられます。ただし、当初明示した労働条件を安易に変更してよいという意味ではありません。



入社後に、採用面接の際に聞いていた内容と違うと言われることがないように、対応しておくことが必要なのですね。

ONE POINT

- ① 固定残業代の支給がある場合、求人票等に所定の事項を明示しなければならない。
- ② 求人票等で明示した労働条件が変更になったときは、求職者に変更内容を明示しなければならない。

コロナ禍だからこそ活用したい ストレスチェック制度

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は社会生活に様々な影響を及ぼし、従業員の働き方も大きく変化しました。歓迎会や新年会・忘年会といった飲食を伴った従業員同士の交流は大きく制限され、在宅勤務の導入によりリアルなコミュニケーションが減るケースも見られます。このようなコミュニケーションの問題を解消する取組みを行っている企業もありますが、コロナ禍が長引くことで、従業員に少なからずストレスがかかっていることでしょう。その対策として、活用が期待されるストレスチェック制度について内容を再確認します。

1. 実施目的

ストレスチェック制度は、定期的に従業員のストレスの状況について検査を行い、従業員にその結果を通知することで自らのストレスの状況についての気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させることを目的として実施されるものです。また、検査結果を職場ごとに(集団的に)分析し、職場環境の改善につなげることによって、従業員のメンタルヘルス不調を未然に防止することも目的とされています。

2. 実施方法

実施方法はストレスチェックができる用紙を従業員に配布したり、WEBで行ったりと様々ですが、常時使用する労働者に対して、1年に1回、行なうことが義務になっています(※)。チェックする項目は、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含むことになっています。具体的なチェック項目が法令で定められているわけではなく、厚生労働省は57

項目ある「職業性ストレス簡易調査票」により実施することを推奨しています。このような調査票を用いるほか、実施に関してサポートする外部サービスを利用することも多いかと思われます。※常時使用する労働者数の50人未満の事業場は、当分の間努力義務

3. 実施後の対応

ストレスチェックを実施した後には、従業員に結果を通知するとともに、高ストレスと評価された従業員について、本人から申出があったときには医師による面接指導を行うことが義務付けられています。さらに、その面接指導での医師の意見を勘案し、必要があるときは、従業員に対して就業上の措置を講ずることが求められます。



ストレスチェックの実施は会社の義務になっていますが、従業員の受検義務はありません。ただし、気づかぬうちにストレスが溜まっていることも考えられます。すでに制度の義務化から約6年が経過しており、会社として適切に活用できているかを確認するとともに、積極的なストレスチェックの受検により、ストレスがある場合には対処するきっかけとして役立てていくように従業員に周知したいものです。

シフト制で労働日や労働時間を決定・変更する際の留意点

労働契約では、労働日や労働時間をあらかじめ確定させた上で契約を締結することが原則です。しかし、契約の締結時点では確定的に定めず、一定期間ごとに作成される勤務割や勤務シフトなどにおいて初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような、いわゆる「シフト制」により労働契約を締結することも多くみられます。このシフト制に関連し、厚生労働省は「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」(以下、「シフト制による留意事項」という。)を取りまとめ、公表しました。この中から、特に確認しておきたいポイントをとり上げます。

1. 労働条件の明示と始業・終業時刻

会社は労働契約の締結の際、労働者に対して「始業および終業の時刻」や「休日」に関する事項などを書面により明示する義務があります。シフト制の場合、具体的な労働日や労働時間などを「シフトによる」と記載しているケースがありますが、すでに始業や終業時刻が確定している日についてはこの記載では足りず、労働日ごとの始業および終業時刻を明記するか、原則的な始業や終業時刻を記載した上で、一定期間のシフト表をあわせて労働者に交付するなどの対応が必要です。

この他、シフト表を労働者に通知する期限や方法等を定めておき、労働者に分かるようにします。

2. 労働契約の定めと労働日・労働時間

労働者が労働契約の内容の理解を深めるために、労働日や労働時間等について、基本的な考え方をあらかじめ労働契約で決めておくことが望まれます。例えば、以下のようないくつかの事項について

今回、シフト制による留意事項が公表された背景には、シフト制のメリットを認めつつも、会社の都合で労働日や労働時間等が設定され、トラブルとなるケースが起きていることがあります。シフト制を採用している会社は、この機会に適切な運用ができているかを確認しましょう。

て、会社と労働者で話し合い、合意しておくことが考えられます。

- ・一定の期間において、労働する可能性がある最大の日数、時間数、時間帯
[例] 毎週月・水・金曜日から勤務する日をシフトで指定する
- ・一定の期間において、目安となる労働日数、労働時間数
[例] 1ヶ月〇日程度勤務、
1週間当たり平均〇時間勤務

3. 労働日や労働時間等の変更

基本的に、一旦シフトを確定させた後にそのシフト上の労働日や労働時間等を変更することは、労働条件の変更にあたります。そのため、会社と労働者双方が合意した上で行うことが必要です。

シフトの変更に関するルールとして、例えば、シフトの期間開始前に、確定したシフト表の労働日・労働時間等の変更を会社、労働者が申し出る場合の期限や手続等について、あらかじめ決めておくことが考えられます。

中小事業者における個人情報の安全管理に対する取組

ここでは、個人情報保護委員会が2021年10月に発表した調査結果*から、中小事業者における個人情報の安全管理に関する取組をみていきます。

ウイルス対策ソフトが8割

上記調査結果から、中小事業者が個人情報の安全管理に関する技術的な措置として実施している施策をまとめると、下表のとおりです。

実施している施策では、ウイルス対策ソフトウェアの導入や、ウイルス対策ソフトウェアの自動更新などによる最新状態の維持が80%を超えました。

1年以内に実施予定の施策では、メールに添付するファイルの暗号化パスワードによる保護の11.6%が最高となりました。

改正法の全面施行は目前

2020年改正の個人情報保護法が今年4月より全面施行され、個人情報の漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある一定の場合（不正アクセスによる漏えいや1,000人を超える漏えい等）には、個人情報保護委員会への報告と本人への通知が義務化されます。

この法律は、原則としてすべての事業者に適用されます。自社の個人情報保護に不安がある事業者は、取組を進めておきましょう。

個人情報の安全管理に関する技術的な措置として実施している施策 (%)

	実施している	1年以内に実施予定	将来的には実施する予定	無回答
ウイルス対策ソフトウェアの導入	81.8	1.9	8.0	8.3
ウイルス対策ソフトウェアの自動更新などによる最新状態の維持	80.1	2.7	8.3	8.9
従業者に付与する利用権限の最小化（利用できる範囲の管理）	47.5	8.6	31.2	12.7
不正アクセス対策に用いているソフトウェアの自動更新などによる最新状態の維持（ウイルス対策ソフトウェアを除く）	44.9	7.5	33.5	14.1
個人情報を取り扱わない従業者の個人情報へのアクセス制限（アクセス権の設定による管理）	40.0	8.8	37.0	14.2
メールに添付するファイルの暗号化パスワードによる保護	36.1	11.6	40.0	12.3
ファイアウォールの設置（ポートスキャン等の対策）	35.8	7.7	41.4	15.2
ログの取得、保存	28.8	9.2	46.7	15.3
脆弱性情報の常時収集と、迅速なセキュリティパッチの適用	26.0	9.7	47.7	16.7
ログの定期的な分析による不正アクセス等の検知	23.8	10.5	49.8	15.9
個人情報を取り扱うパソコンやネットワークは、インターネットと接続しない	23.3	9.9	53.1	13.8
システムネットワークの監視ツールの導入	19.9	10.4	53.0	16.7
WAF（ウェブアプリケーションファイアウォール）の設置	18.6	9.5	54.4	17.5
脆弱性診断の実施	16.8	10.3	55.4	17.5
IDS/IPSの導入	16.4	10.0	56.1	17.6
個人情報を暗号化して保存	11.0	10.7	63.1	15.2
PCI-DSS（クレジットカード情報セキュリティ基準）への準拠	10.0	8.6	63.0	18.4
仮想ブラウザの導入	4.2	8.2	69.1	18.6
その他	1.3	2.1	25.4	71.2

個人情報保護委員会「中小規模事業者の安全管理措置に関する実態調査（報告書）」より作成

*個人情報保護委員会「中小規模事業者の安全管理措置に関する実態調査（報告書）」

国内に本社を置く民間の中小規模事業者から無作為抽出した25,000事業者を対象に、2021年2月～3月に実施された調査です。なお表の数値は四捨五入の関係で100にならない場合があります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/R2_chuushou_anzenkanri_report.pdf



サイバー攻撃企業警戒

ロシア制裁報復の恐れ

ロシアによる軍事侵攻では、ウクライナは大規模なサイバー攻撃にさらされた。ロシア政府の関与が指摘されている。日本もロシアへの経済制裁に加わっていることから、サイバー攻撃を受ける可能性があり、企業などが警戒を強めている。

情報セキュリティ会社「トレンドマイクロ」は24日、ウクライナが受けたサイバー攻撃に関する分析結果を公表した。同国では1月13～14日、外務省など約70の政府機関のウェブサイトが改ざんされた。

銀行などのウェブサイトに、大量のデータを送りつける「DDoS攻撃」も行なわれ、一時的に機能が停止した。

2月1日には、ウイルスを仕込んだメールを送りつける「標的型メール攻撃」も確認された。ロシアとの関係が指摘されるハッカー集団「ガマレドン」による犯行とみられる。同15日と23日には、ウクライナ軍や

日本政府がロシアへの経済制裁を発表した23日、経済産業省は企業に対策を求める文書を出した。「メールの添付ファイルを不用意に開かない」「データの消失に備え、バックアップを実施する」などの内容だ。みずほ銀行は「海外拠点と連携してサイバー攻撃の動向を注視しながら、しつ

不審な通信 警察も注意

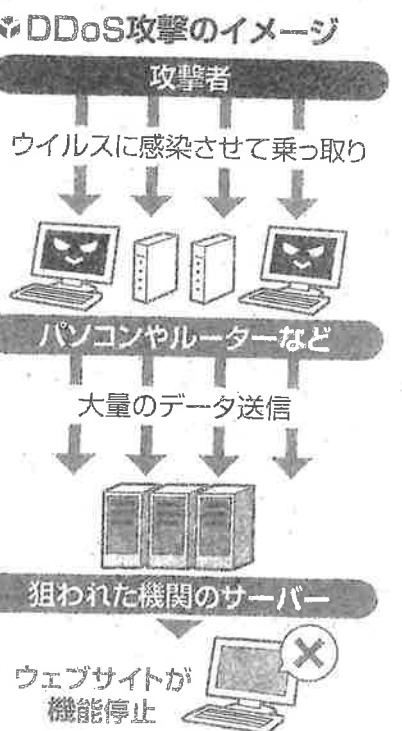
警察当局も警戒を強めている。警察庁は23日、都道府県警や各管区警察局に、攻撃の予兆とみられる不審な通信への警戒を強化するように指示した。

政府は昨年9月に閣議決定した「サイバーセキュリティ戦略」で、ロシアは軍事的・政治的目的を達成するためにサイバー攻撃をしているとみられるとしている。国家機関の関与が疑われるケースも目立ち、米国は自国政府や重要インフラ事業者がサイバー攻撃を受けたとして、昨年4月、ロシアの外交官10人を追放した。露対外情報庁(SVR)が関与するハッカー集団による攻撃と断定している。

警察幹部は「攻撃に直ちに対応できるように警戒している」と語った。

かりと対応していく」とし、東京電力や日本航空の担当者も「セキュリティに引き続き力を入れる」と語る。トレンドマイクロの岡本勝之さん(56)は「地理的にウクライナは遠いが、ネット上で距離は関係ない。日本企業も標的になる可能性がある」と警告する。

一方で、IT企業「インターネットトイニシアティブ」は、「加害者」にならないために家庭でも注意が必要だと指摘する。DDoS攻撃では、セキュリティの甘い家庭の機器が攻撃者に操られ、大量のデータを発信する「実動部隊」にさせられることがある。同社シニアエンジニアの堂前清隆さん(44)は「日本の家庭も気づかないまま攻撃に加担している可能性がある。セキュリティソフトの更新などの対策が必要だ」と話す。



ものづくり・商業・サービス補助金

- * 赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む中小企業向けに特別枠を創設し、優先採択や補助率引上げを行います（最大1,250万円、補助率2/3）。
- * グリーン・デジタル分野への取組に対する特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます（（グリーン枠）最大2,000万円・（デジタル枠）最大1,250万円、補助率2/3）。

* 補助対象：革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等

* 補助上限額と補助率：

右表参照

* 開始時期：10次公募（2月中旬に公募開始予定）からの実施を予定

申請類型	補助上限額（※1）	補助率
通常枠		1/2（※2）
回復型賃上げ・雇用拡大枠（※3）	750万円、1,000万円、1,250万円	
デジタル枠		2/3
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円	

（※1）従業員規模により異なる。（※2）小規模事業者・再生事業者は2/3。（※3）給与支給総額を年率平均1.5%以上増加かつ事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる赤字事業者が対象

持続化補助金

- * 赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む事業者や、事業規模の拡大に取り組む事業者向けに特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます。
（（成長・分配強化枠）最大200万円、補助率原則2/3（赤字事業者の場合には3/4））
- * 後継ぎ候補者が実施する新たな取組や創業を支援する特別枠、
免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する特別枠を創設し、上限額を引き上げます。
（（新陳代謝枠）最大200万円・（インボイス枠）最大100万円、補助率2/3）

* 補助対象：小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等

* 補助上限額と補助率：

右表参照

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	
成長・分配強化枠 (賃上げ(事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる事業者が対象)や事業規模の拡大)	200万円	2/3 (成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4)
新陳代謝枠 (創業や後継ぎ候補者の新たな取組)	200万円	
インボイス枠 (インボイス発行事業者への転換)	100万円	

* 開始時期調整中

IT導入補助金

* インボイス制度への対応も見据えたITツールの導入補助に加え、PC等のハード購入補助等を行います。

* 補助対象：ITツール※、PC、タブレット、レジ等
※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

* 補助上限額と補助率：

ITツール	～50万円（補助率3/4）
	50～350万円（補助率2/3）
PC、タブレット等	10万円（補助率1/2）
レジ等	20万円（補助率1/2）

* 開始時期調整中

事業承継・引継ぎ補助金

* 事業承継・引継ぎに係る取組を、年間を通じて機動的かつ柔軟に支援します。

* 補助対象：

- ・事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する設備投資等
- ・事業引継ぎ時の専門家活用費用等
- ・事業承継・引継ぎに関する廃業費用等

* 補助上限額と補助率：

（補助上限額）150万円～600万円
(補助率) 1/2～2/3

* 開始時期調整中

お問い合わせ先

- ・ものづくり・商業・サービス補助金：中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課（03-3501-1816）
- ・持続化補助金：中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課（03-3501-2036）
- ・IT導入補助金：中小企業庁 経営支援部 経営支援課（03-3501-1763）
- ・事業承継・引継ぎ補助金：中小企業庁 事業環境部 財務課（03-3501-5803）